

京都市告示第547号

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等について、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の3及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第44条の規定により、当該屋外広告物等を返還する日、時間その他の事項を次のとおり告示します。

平成31年1月24日

京都市長 門川 大作

1 返還する日及び時間

平成31年1月31日 午後2時から午後3時まで

2 返還の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

京都市都市計画局広告景観づくり推進室 竹田一時保管場所

3 返還の対象となる屋外広告物等

- (1) 平成30年3月28日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (2) 平成30年5月18日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (3) 平成30年6月18日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (4) 平成30年7月11日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (5) 平成30年8月20日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (6) 平成30年11月14日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (7) 平成30年12月12日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等

(8) 平成31年1月18日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等

(都市計画局広告景観づくり推進室)